

弁護士法人

赤津法律事務所

環境経営レポート

2024年度 (2024年3月1日～2025年2月28日)



2025年4月20日

～人も自然も輝く未来に～

中小企業ESG経営を
予防法務で支援します



ご挨拶

私は子どもの頃、四大公害裁判で、被害住民の方々が大企業に勝訴するのを見て感動し、弁護士を志しました。

弁護士として環境問題をライフワークとし、ダムなどの環境裁判や弁護士会の公害環境委員会の活動に取り組んできました。

その取り組みを通じて、地域環境を保全するには、地域経済の豊かさが必要であることが見えてきました。

中小企業家同友会では、地域で真摯に企業づくりに取り組む経営者の方々と知り合いました。

そうして、当事務所の使命は、地域経済を支える中小企業家に寄り添い、企業の維持発展を支援することにこそ在る、と思ひ至りました。

当事務所は環境問題に関する実績と見識を生かし、予防法務を通じて、地域を支える中小企業のE S G経営を支援します。

そして、自らもE S G経営を実践します。

2024年3月吉日 弁護士法人 赤津法律事務所
赤津 加奈美



目 次

➤ 事務所概要	・・・ 3 頁
➤ 経営理念・環境方針	・・・ 4 頁
➤ 実施体制	・・・ 5 頁
➤ 環境目標と実績	・・・ 6 頁
➤ 環境活動（省エネ）	・・・ 7 頁
➤ 環境活動（E S G 経営）	・・・ 8 頁
➤ 環境関連法規制等の遵守状況	・・・ 9 頁
➤ 電気	・・・ 10 頁
➤ 都市ガス	・・・ 11 頁
➤ 一般廃棄物	・・・ 12 頁
➤ コピー用紙使用量削減	・・・ 13 頁
➤ 緊急事態 訓練	・・・ 14 頁
➤ B C P 事業継続力強化計画認定	・・・ 15 頁
➤ 中小企業 E S G 経営支援	・・・ 16 頁
➤ 中手企業 E S G 経営の普及・啓発	・・・ 17 頁
➤ 環境 N P O 連携	・・・ 18 頁
➤ 環境教育	・・・ 19 頁 ～20 頁
➤ 環境社員教育	・・・ 21 頁
➤ 総括（まとめ）	・・・ 22 頁

事務所概要

(登録事務所の概要)



- | | |
|----------|---|
| ◆事業者名 | 弁護士法人 赤津法律事務所
べんごしほうじんあかつほうりつじむしょ |
| ◆代表者名 | 赤津 加奈美
あかつ かなみ |
| ◆所在地 | 〒530-0047
大阪市北区西天満 2 丁目 6 - 8
堂島ビルディング 6 1 8 号 |
| ◆連絡先 | ☎06-6366-1003
✉akatsu@akatsu-lpc.jp
https://akatsu-lpc.jp/ |
| ◆事業内容 | 弁護士業務 |
| ◆専門・取扱分野 | 環境法、行政法、コンプライアンス
民商法（取引 契約 不動産）
会社ガバナンス 労務管理
事業承継 相続 個人情報 |
| ◆事業規模 | 弁護士1名 事務局 1 名 |
| ◇事務所面積 | 5 1 . 7 0 m ² |
| ◇事業年度 | 毎年 3 月 1 日～翌年 2 月 2 8 日 |
| ◇認証登録範囲 | 全組織 |



経営理念

人も自然も輝く未来を創ります。

経営方針

中小企業E S G経営を予防法務で支援します。

行動指針

お客さまに寄り添い、お客さまの立場で考えます。
常に、勉強し、挑戦し、工夫します。

<環境経営方針>

環境法を専門とし、予防法務を通じて、地域経済の発展と地球環境の保全に貢献します。

<環境行動指針>

1. 環境関連法規制や当事務所が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①脱炭素社会のための省エネルギー
 - ②循環型社会のための省資源、廃棄物の削減
3. 環境法と予防法務の知識研鑽に努め、環境経営やコンプライアンス経営の支援、普及、啓発、に取り組みます。

制定日：2005年12月13日

改定日：2016年4月7日

改定日：2021年5月1日

代表社員 赤津 加奈美

弁護士法人 赤津法律事務所

実施体制 (役割・責任・権限表)



代表者(代表社員)
赤津 加奈美

- ・環境経営に関する統括責任
- ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備
- ・環境管理責任者を任命・環境経営方針の策定
- ・見直し及び全従業員へ周知
- ・環境目標・環境経営活動計画書を承認
- ・代表者による全体の評価と見直しを実施
- ・環境経営レポートの承認



環境管理責任者
(事務局)
大川 章江

- ・環境経営システムの構築、実施、管理
- ・環境関連法規等の取りまとめ表の作成
- ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成
- ・環境活動の取り組み結果を代表者へ報告
- ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
- ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施
- ・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
- ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
- ・環境活動の実績集計
- ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
- ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境目標と実績

項目	年度	2013年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年
		(基準)	(実績)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
二酸化炭素 排出量	総量 (kgCO ₂)	2,041 (100%)	1,470 (71.6%)	1,268 (62.1%)	1,456 (64%)	1,483 (72.6%) ×	1,245 (61%)	1,204 (59%)
電 力	総量 (kWh)	2,845 (100%)	1,934 (67.9%)	1,946 (68.4%)	1,821 (64%)	1,947 (68.4%) ×	1,735 (61%)	1,678 (59%)
都市ガス	総量 (m ³)	400 (100%)	310 (77.5%)	214 (53.5%)	256 (64%)	221 (55.2%) ○	244 (61%)	236 (59%)
廃棄物 排出量	総量 (kg)	46 (100%)	21 (45.6%)	17 (36.9%)	29 (64%)	17 (36.9%) ○	28 (61%)	27 (59%)
コピー用紙 使用量	枚数 (枚)	12693 (100%)	9448 (74.4%)	7940 (62.6%)	8123 (64%)	5768 (45.4%)	7742 (61%)	7488 (59%)

* %は基準年度比です。

* 水使用量は、共益費に含まれているため把握できません。

* 電力の二酸化炭素換算係数は、2013年度関西電力の調整後排出係数0.516を使用しています。

* 活動期間を2016年度まで4月～3月にしていましたが、2017年度より事業年度に合わせて3月～2月に変更しました。

* 2021年度より、日本国削減目標に合わせ、基準年を2013年に変更しました。
2021年度目標を2013年度比で、電力・都市ガス・廃棄物排出量のいずれも、70% (30%減) に変更しました。

* 以降、カーボンニュートラル宣言に沿い、2030年目標を2013年度比46%減と設定したうえ、毎年目標を3%ずつ下げていきます。

上記の数値目標のほか、以下の取り組みを推進します。

- * 中小企業E S G経営支援
- * 中小企業E S G経営の普及・啓発
- * 環境N P O連携
- * 環境教育
- * 環境社員教育



環境活動

方針書	取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組計画）
2-①	電力の削減 - 電子機器の適時更新 - 電子機器の節電モード活用 - 電子機器の不要時主電源OFF - 照明回路3列分割（不要時消灯） - 晴天日窓際照明列OFF - 不在時不在場所照明OFF - FAX電源を業務時間外OFF	基準年度：2,845kWh（2013年） 目標：1,821kWh 実績：1,947kWh 達成状況：×	- 電力消費は、照明、電子機器、冷蔵庫です。 - このうち照明が大きいので、3列に分割し、晴天時は窓際部分の消灯、不在場所は消灯、デスクライトの活用、での節電が定着しています。 - 電子機器は節電モードに設定し、業務時間外FAX電源オフも、定着しています。 - 今年は、5年前のFAXとPCを更新しました。 - 蛍光灯廃止によるLED化はビルオーナーの実施待ちです。 - 実績は目標を少し超過してしまいました。 - 次年度は目標をさらに3%減にします。
2-②	都市ガスの削減 - 冷暖房設定温度28度20度 - ブラインドの活用 - ウォームビス/クールビズ - 扇風機の導入 - ひざ掛け、室内履き - 執務デスクの夏冬引越し - 遮熱カーテンの導入 - 温湿度計の活用	基準年度：400m ³ （2013年） 目標：256m ³ 実績：221m ³ 達成状況：◎	- 都市ガス消費は、冷暖房空調機（ガスヒーポン）によるものです。冬20度・夏28度を目安に、羽根の方向を調整しながら、体感適温になれば切る、が定着しています。帰宅時の消忘れもなくなりました。 - 執務室では、窓際と奥側の2つの机で、夏用、冬用、と引越ししています。冬は、窓際に遮熱カーテンを設置し、その効果が大きいです。 - 温湿度計の活用、服装の工夫に加え、冬は、膝掛けとスノーブーツでウォームビス、夏は扇風機併用でクールビズ、が定着しています。 - 昨年度も猛暑と残暑が長引き、1月まで暖冬だったため、ガス使用量を抑えることができました。 - 目標値を達成することができました。 - 次年度も節ガスと快適を両立しながら、更なる削減に努力します。
2-②	一般廃棄物の削減 - 弁当持参・不要な購入抑制 - データクラウド化 - メール活用 - ペーパーレス複合機 - 新聞電子版 - 書籍雑誌サブスク化 - 原則両面コピー - 事務手順マニュアル化	基準年度：46kg（2013年） 目標：29kg 実績：17kg 達成状況：◎	- 書面や資料の送付はスキャンデータのメール送信にし、郵送が激減し、FAX利用がほぼなくなりました。 - 民事裁判IT化が急速に進んでいるので、コピーやFAXはさらに減る見込みです。 - 両面コピー原則、ミスコピー削減マニュアル化、で紙ゴミを削減しました。 - お弁当持参が定着し、食品関連ゴミが激減しました。 - プラゴミは分別し、テナントビルの分別にも協力しています。 - 書籍サブスク化で、書籍購入が無くなりました。 - PC大型モニターによる画面上でのデータ処理にも慣れ、プリントアウトが減りました。 - 目標は達成できました。 - 次年度は目標をさらに3%減にします。
2-②	節水	共益費に含まれているため把握不可	共有水道の利用も節水を心がけ、トイレも無駄な排水はしません。
2-②	グリーン購入 環境配慮型商品購入	達成状況：◎	COOL CHOICEに賛同しています。 リサイクル用紙や紙製綴具ファイルを購入、利用しています。

環境活動

方針書	取組計画	達成状況	評価 (結果と次年度取組計画)
3 環境 ESG 経営 の 普及 啓発	中小企業 ESG経営 支援	○顧問先中小企業に対して、紛争を予防し裁判を回避するための予防法務を行い、ESG経営を支援しています。 ・日常の経営相談（平日48時間内回答） ・契約書チェック（平日48時間内回答） ・紛争予防と裁判回避の観点から、早い段階での相談をお願いし、積極的な提案をすることになっています。 ・毎年、Formsで満足度アンケートを実施しています。 ・会社資料の開示共有もお願いし、更新しています。 ・経営計画発表会、社内定例会議、などにも参加しています。 ・定例面談も行っています。	・環境経営支援をESG経営支援に拡大しました。 ・コンタクト数に差はありますが、信頼関係はあり、特にコンタクト数の多い先とは信頼関係の深まりを感じています。 ・アンケート回答率は未だ低いですが、回答内容の満足度は高いです。 ・資料共有は先方の負担にならないよう工夫しながら進めます。
	中小企業 ESG経営 普及啓発	○ホームページにブログ「中小企業のESG経営を考える」を掲載し、名刺交換した中小企業経営者の方々に毎月1回、メルマガとして配信しています。	・毎月定期発行を履践することができました。 ・「環境経営」を「ESG経営」に拡大しました。 ・読みやすさを工夫し、毎月2題を1題に減量しました。
		○中小企業家同友会の会員として、全国協議会では環境経営委員長、大阪同友会では環境経営部会長として、会員の中小企業経営者に対し、環境経営の普及・啓発の活動をリードしています。	・環境経営・地球環境交流会を復活開催させることができました。 ・同友エコアンケートの応募数を伸ばしています（今年は参加38同友会、応募会員数2005）。
	環境NPO 連携	○NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）の会員として、弁護士の知識を生かし、土壌汚染判例の紹介と解説、現場で必要な法律知識のセミナーを行っています。	・今年も土壌汚染判例の紹介と解説のセミナーを行いました。 ・会内でとってもしっかりと勉強しています。
	環境教育	○大阪大学法科大学院の客員教授として、「公法訴訟」で実際に担当した環境裁判について講義しています。	・今年も、永源寺第2ダム事件、もぐれ阪神(阪神なんば線)事件、再エネ設備認定情報公開訴訟、を講義しました。
		○顧問先企業が主催する顧客向け廃棄物セミナーで、『排出事業者責任』を講義しています。	・隔月で、主催者が集客した参加者（様々な企業の担当者）に対し、排出事業者責任の普及・啓発、ができました。主催者によると、好評だそうです。
	環境社員 教育	○毎月2回の事務所会議で、環境問題と関係分野の勉強会を行っています。	・事務局の環境問題や情勢に関する知識も増え、ESG経営支援を軸とする経営方針に対する理解と確信が深まっています。

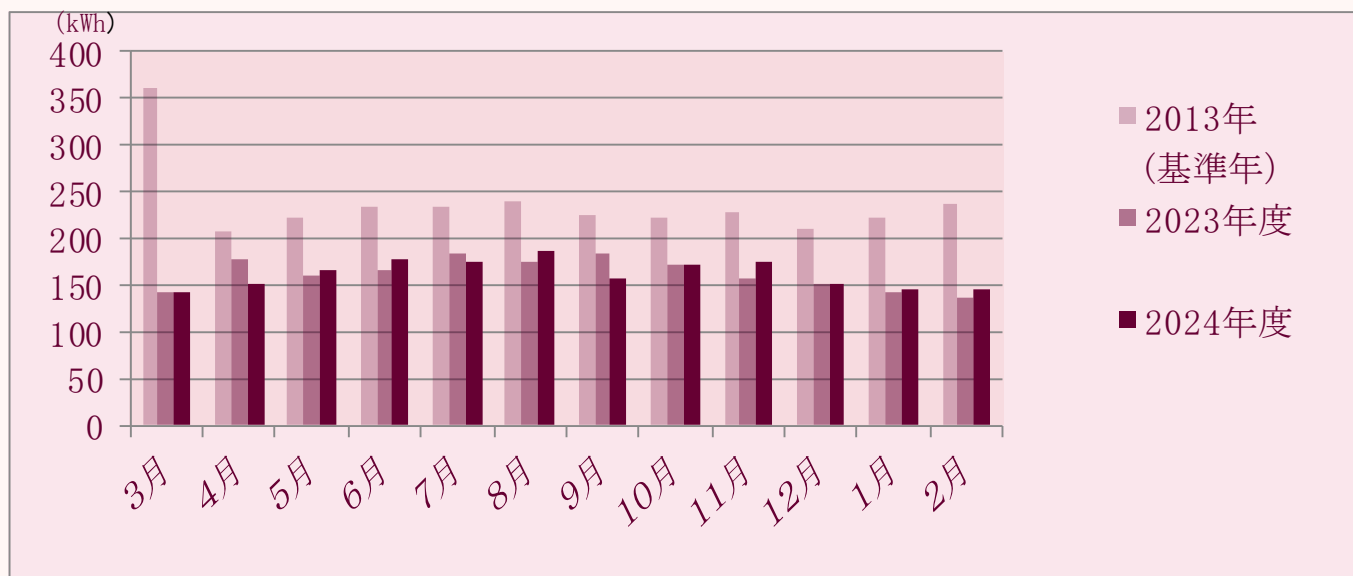
環境関連法規制等の遵守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	関連条例等による 規制	該当する設備・項目
		(法律、規則、施行令)		
廃棄物処理法	市町村で定める方法に従い分別	第2条の4	大阪市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物
容器包装リサイクル法	市町村で定める方法に従い分別	第4条	大阪市分別収集計画	容器包装（金属、紙、プラスチック、ガラスびん、ペットボトル等）
小型家電リサイクル法	分別し、再資源化を適正に実施するものに引き渡すように努める	第7条		パソコン廃棄時
家電リサイクル法	廃棄時に再資源化となるよう処理	第6条		冷蔵庫廃棄時
その他の要求事項	入居ビル館内細則に従い分別			一般ごみ（普通ゴミ、生ごみ、古紙等）

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

また、過去3年間にわたって、関係当局からの指摘や訴訟もありませんでした。

電気

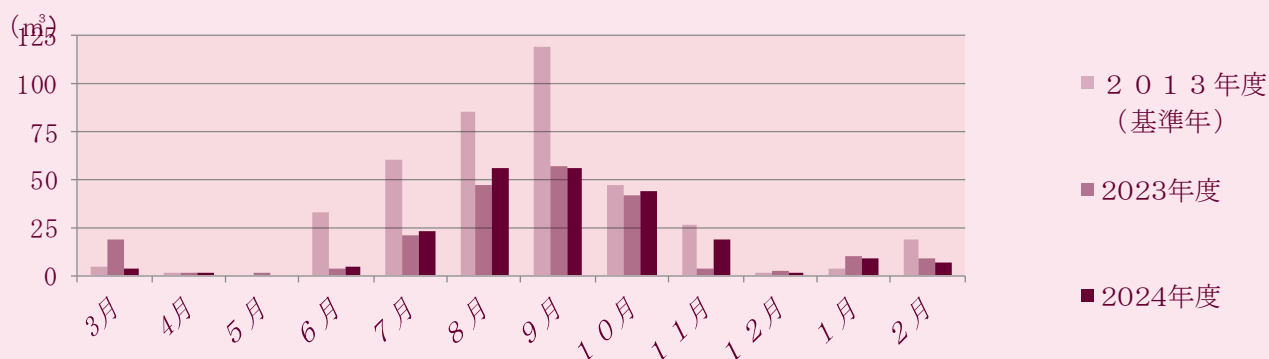


電気 (KWh)			昨年度 比率 (%)
	2023年度	2024年度	
3月	143	143	100%
4月	178	153	86%
5月	159	165	104%
6月	165	178	108%
7月	184	175	95%
8月	175	186	106%
9月	183	157	86%
10月	172	171	99%
11月	156	176	113%
12月	153	152	99%
1月	142	146	103%
2月	136	145	107%
合計	1946	1947	100%

- 電力消費が大きいのは照明なので、3列に分割し、晴天時は窓際部分の消灯、不在場所は消灯、デスクライトの活用、での節電が定着しています。
- 今年は5年前のFAXとPCを更新しました。
- 蛍光灯廃止によるLED化はビルオーナーの実施待ちです。
- 実績は目標を少し超過してしまいました。
- 次年度は目標をさらに3%減にします。



都市ガス



冷暖房ガス (m³)			
	2023年度	2024年度	昨年度比率 (%)
3月	14.7	3.2	17%
4月	0.2	1.4	700%
5月	0.2	0	0%
6月	3.5	4	114%
7月	20.8	23.5	113%
8月	46.8	56	120%
9月	56.8	55.2	97%
10月	41.8	44.6	105%
11月	3.7	18.3	495%
12月	2	0.3	15%
1月	9.6	8.3	66%
2月	9	6.6	73%
合計	213.6	221	103%

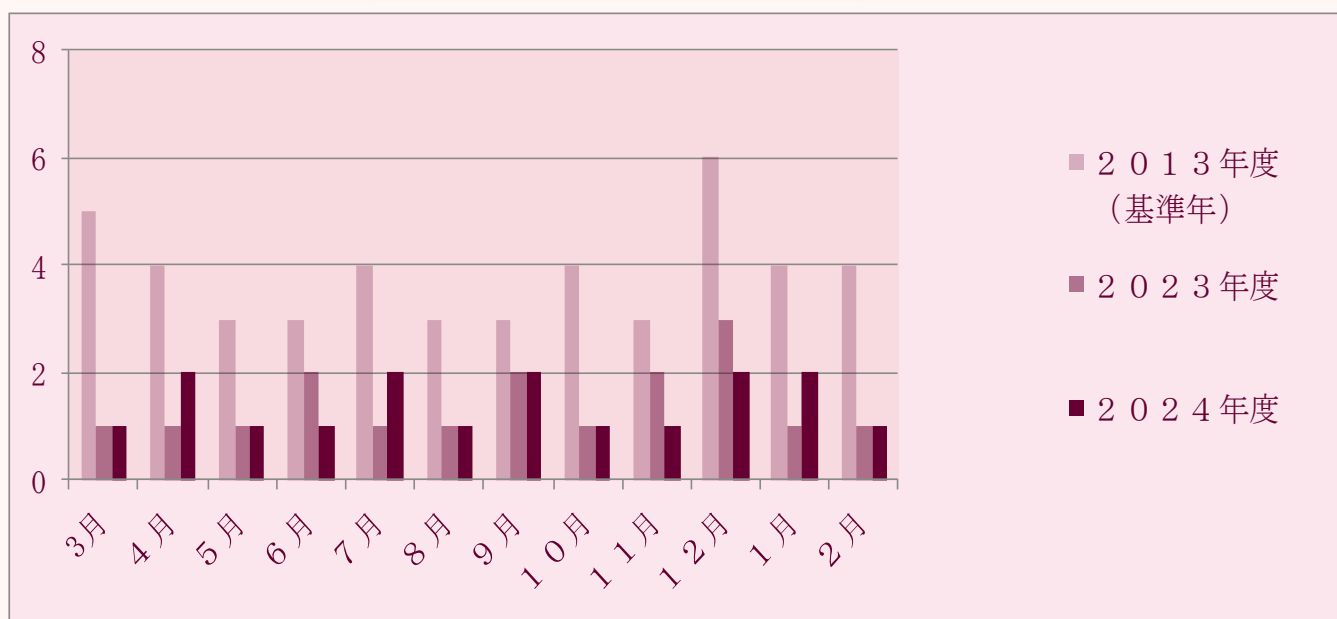
- ガスヒートポンプの冷暖房空調です。冬20度・夏28度を目安に、臨機応変に使用しています。帰宅時の消し忘れもなくなりました。
- 執務室は窓で外気の影響が大きいので、冬は窓際に遮熱カーテンを設置し、2つの机を夏冬で使い分けています。
- 温湿度計を活用し、ウォームビズ、クールビズを実践しています。
- 1月まで暖冬だったため、ガス使用量を抑えることができました。



一般廃棄物



(k g)



一般廃棄物 (k g)			
	2023年度	2024年度	昨年度 比率(%)
3月	1	1	100%
4月	1	2	200%
5月	1	1	100%
6月	2	1	50%
7月	1	2	50%
8月	1	1	100%
9月	2	2	100%
10月	1	1	100%
11月	2	1	50%
12月	3	2	67%
1月	1	2	100%
2月	1	1	100%
合計	17	17	100%

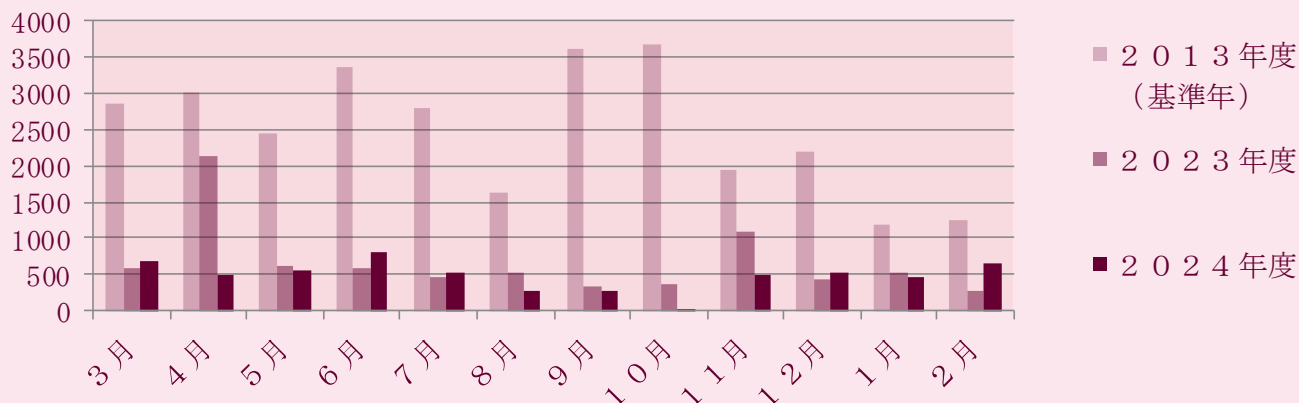
- お弁当持参が定着しています。
- プラゴミは分別し、テナントビルの分別に協力しています。
- 電子書籍サブスク化で、紙の書籍や雑誌がほぼ無くなりました。



コピー用紙使用量



(コピーカウンター量)



紙使用量 (コピーカウンター量)

	2023年度	2024年度	昨年度比率(%)
3月	589	686	116%
4月	2119	498	24%
5月	633	553	87%
6月	582	809	139%
7月	467	530	113%
8月	525	286	54%
9月	323	269	83%
10月	377	9	2%
11月	1036	483	44%
12月	417	519	124%
1月	535	465	87%
2月	287	661	230%
合計	7940	5768	73%

➤ 紙使用量はコピーのカウンター数で計量しています。
紙使用量は事件の種類や業務量に左右されます。

➤ 大型モニター画面でのデータ処理にも慣れ、送付もスキャンデータのメール送信にして、紙や郵便がほぼ無くなりました。

➤ 民事裁判IT化も急速に進んでいます。
昨年度は民事裁判IT化が進んでいない分野の裁判があったため、増えてしまいました。

➤ コピー・印刷は両面を原則にし、コピーミスはマニュアル化で削減しました。



緊急事態 訓練

日 時	2024年10月16日
内 容	火災通報及び避難訓練
試行・訓練の内容	避難訓練・初期消火訓練・消火器取扱訓練・避難経路確認 消防署員による講評
参加者	赤津加奈美(代表者) 大川章江(環境管理責任者)
担当部署 責任者	環境管理責任者
試行・訓練結果の評価	3階からの火災発生を想定し避難経路の再確認を行いました。スピーディーかつ効率的に避難するために、日ごろから避難経路をしっかりと把握し、行動することが大切であることを再認識しました。消火器及び屋内消火栓、避難誘導灯、AEDの設置場所の再確認も行いました。屋上にて消火器取扱訓練を行いました。使用手順を確認し取扱操作を体験しました。消防署員の方より、火災のみならず昨今頻繁に発生している自然災害についても避難経路及び場所の確認や災害セットの備えなど、日頃から意識し、災害発生時に冷静に行動できるようにすることが重要であると講評して頂きました。
手順書変更	手順の変更必要なし
備 考	



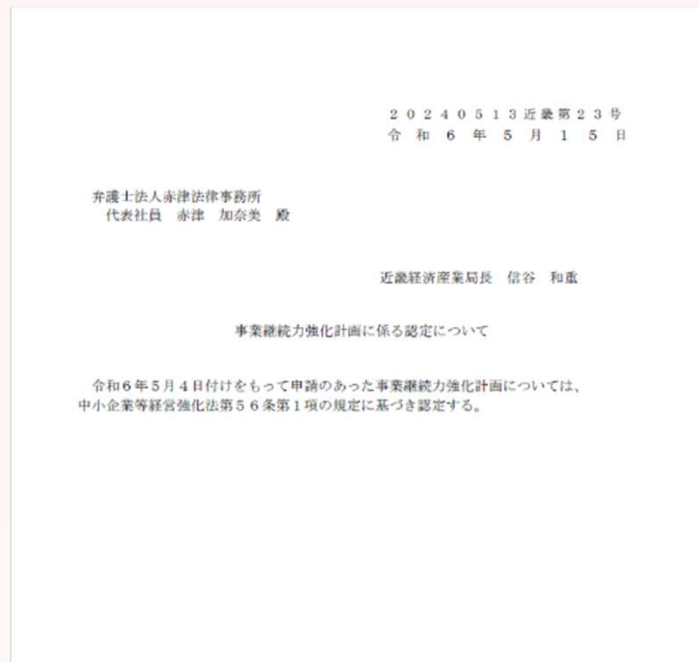
災害発生時に、より迅速に行動できるよう対応(持ち出し)リスト・避難経路図を作成しました。各自目に付く場所に置き、日頃から意識するようにしています。



避難経路図は来客時にも対応できるように、お客様との打合せのお部屋にも置きました。



B C P 事業継続力強化計画認定



認定申請書記載「事業継続力強化に資する対策及び取組」から抜粋

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

- ・クラウド化、モバイル化、で自宅でも業務遂行可能です。

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入

- ・新たにPC機器を導入しました。

事業活動を継続するための重要情報の保護

- ・業務関連資料はすべてクラウド化し、ほぼ毎日バックアップしています。

中小企業E S G経営支援

顧問先さまに、経営が安定し堅実に成長・発展していただくため、紛争を予防し裁判を回避する予防法務を実践しています。

コンプライアンスの確保
会社資料の共有
即時的確な回答

経営計画発表会に参加
定例会議に参加
会社行事・イベントに参加

契約書チェック
日常の経営相談
早めのご相談
積極的提案

定例面談
社内研修
顧客向けセミナー

Forms満足度アンケート



中小企業E S G経営の普及・啓発

『中小企業のE S G経営を考える』ブログをメルマガで毎月配信

2025年2月
「育児・介護休業法が4月施行」
改正育児・介護休業法が4月から施行、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会へ - 弁護士法人赤津法律事務所

2024年11月
「カスタマーハラスメント」
カスタマーハラスメント - 弁護士法人赤津法律事務所

2024年9月
「M&A業者にご注意!!」
M&A業者に御注意 !! - 弁護士法人赤津法律事務所

2024年7月
「フリーランス法 11月施行」
フリーランス法 11月施行 - 弁護士法人赤津法律事務所

中小企業家同友会

全国協議会 環境経営委員会 委員長

- ・同友エコアンケート実施
応募数が伸びています。
- ・25年6月 環境経営交流会を
復活開催
- ・高橋洋法政大学教授ご講演
「再生可能エネルギーと
電力システム改革」

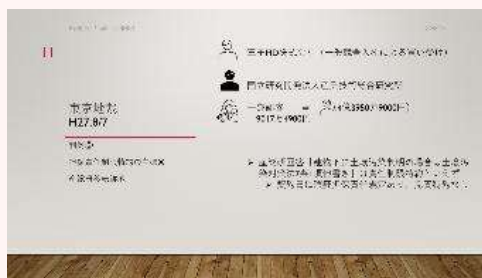
大阪同友会 環境経営部会 部会長

- ・幹事会を毎月定例開催
- ・EA21・BCPスクール運営



NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）会員

今年は、汚染土地の取引に関する裁判例の蓄積から、「知っておきたい 土壤汚染の重要判例」を、お話ししました。



環境教育

大阪大学法科大学院で「公法訴訟」を客員教授として担当しています。
過去に実際に担当した環境裁判から、3つの事件について講義しています。

永源寺第2ダム事件
裁判でダム計画が否定され、
建設を阻止できました



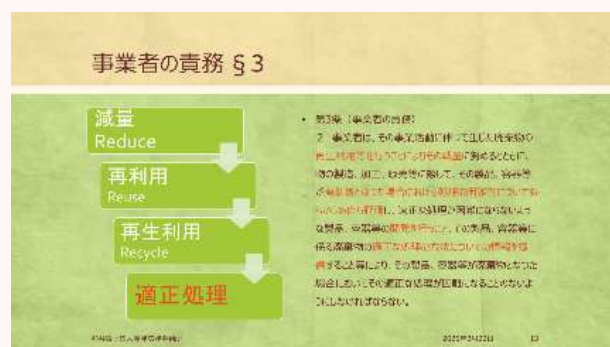
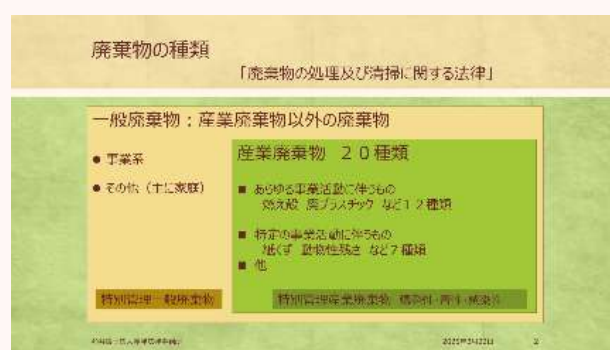
**もぐれ阪神
(なんば線) 事件**
アセス書の鉄道騒音予測の杜撰さを
裁判所に認めさせました

**再エネ発電設備リスト情
報公開訴訟**
国と勝訴的和解で、公開項目
を増やしました



環境教育

顧問会社さまのご依頼を受け、同社の顧客向け公開セミナーとして、「排出事業者責任」について、一般の排出事業者さま向けに、隔月で講演しています。



顧問会社さまからも好評で、排出事業者責任が強化されていることなど、一般事業者さまに対する啓発活動にもなっています。



環境社員教育

●事務所会議 月2回

事務所会議を月2回定例化しています。

- 経営計画の進捗状況の確認
- 環境問題、情勢、法律実務、の勉強会
- 事務処理などの打合せをしています。

- 勉強会は、新聞や雑誌などから記事を抜粋し、読み合わせながら、代表者による解説も交えて、勉強しています。
- 弁護士と事務局の、情勢認識や環境知識の共有に役立ち、事務所の経営指針に事務所全体で確信を深めることに貢献しています。



今年度のテーマ

環境問題

- ・ SDGS
- ・ 環境基本計画
- ・ 日本人の栄養
- ・ CE循環経済
- ・ 大企業脱炭素
- ・ 気候変動

法律問題

- ・ 業務広告指針
- ・ 国民審査 裁判官
- ・ 情報セキュリティ規程



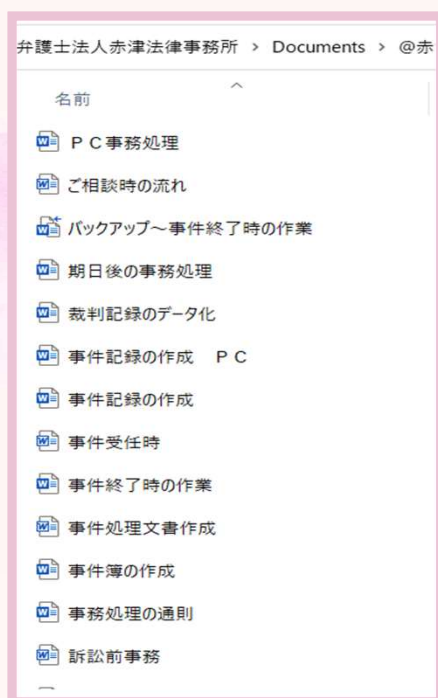
時事問題

- ・ 自民党総裁選
- ・ 金利
- ・ 保育園EBPM
- ・ 米大統領選
- ・ 貿易収支

◆事務処理マニュアル

事務処理マニュアルを実践し、実践に基づいた継続的改善をしています。

事務処理の正確、迅速、効率、に、貢献しています。



総括

(代表者によるまとめ)

当事務所の業務内容も、10年ほど前から、顧問会社さま中心に変わってきていました。

そうしたなか、コロナ禍を機に、クラウド化に踏み切り、業務処理のデジタル化を進めてきました。

こうして、軸足は一貫して環境への取組みに置きながら、事件処理中心から、予防を旨とする中小企業法務へと、発展してこられたと思います。

すでに、省エネ活動は限界に近付いていると思います。

今後は、顧問会社さまとの信頼関係を力に、デジタルをさらに活用してDXを目指し、専門分野である環境法と、日々の経営課題に応える中小企業法務の研鑽に励み、中小企業のESG経営・環境経営の支援を発展させながら、脱炭素・自然共生・循環経済の社会の実現に貢献する事務所づくりを進めます。

環境経営方針
環境経営目標・計画
実施体制

■変更なし □変更あり
■変更なし □変更あり
■変更なし □変更あり

2025年3月31日

赤 津 加奈美